|  |
| --- |
| **令和７年度 雇用促進に資する新サービス等開発支援業務に係る****企画提案公募要領** |

　大阪府では、イノベーション創出基金を活用して、「令和７年度 雇用促進に資する新サービス等開発支援業務」を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

本事業は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、多様な人材の活躍を目的に、雇用促進に資する新技術やサービスを開発する事業者を支援し、求職者と企業を結びつけるサービスを社会実装することで、「誰一人取り残さない」大阪の実現をめざしていく。

**１　委託事業名**

　　令和７年度 雇用促進に資する新サービス等開発支援業務

1. **本事業の趣旨・目的**

少子高齢化による生産年齢人口の減少や雇用のミスマッチなどの影響により、府内中小企業の人材不足は深刻化しており、府では、高齢者や障がい者など多様な人材を掘り起こし、就業機会に結びつけることが重要であると考える。このためにも、障がい者や高齢者などの多様な人材が能力を最大限に発揮し活躍できるよう、職域拡大や労働環境の改善、労働負荷の軽減など、従来の枠にとらわれない新しいアイデアをカタチにし、働く上での課題解決に必要な新技術やサービスの創出と社会実装を進める必要がある。

　一方で、障がい者や高齢者などの雇用促進に資する新技術やサービスの開発には、市場性や収益性といったリスクを伴うことから、民間企業だけでは社会実装は難しく行政の支援が欠かせない。

そこで本事業では、雇用促進に資する新技術・サービスの開発に取り組む事業者に対し、セミナーなど啓発支援や課題解決イベントによるブラッシュアップ支援、事業化にむけた伴走支援など、社会実装にむけた新規事業開発をサポートすることで、働くことに阻害要因を抱える様々な求職者が活躍できる社会をつくり、「誰一人取り残さない」大阪の実現をめざしていく。

1. **履行期間**

契約日から令和８年３月３１日（火）まで

1. **委託金額の上限額**

48,989,000円 （消費税及び地方消費税の額を含む）

**２　スケジュール**

　　令和７年４月９日（水） 公募開始

　　令和７年４月18日（金） 説明会開催

　　令和７年４月24日（木） 質問受付締切

　　令和７年５月９日（金） 提案書類提出締切

　　令和７年５月中旬頃 選定委員会

　　令和７年５月下旬頃 契約締結

　　契約締結日から 事業開始

　　令和８年３月31日（火） 事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

1. 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

1. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
2. 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
3. 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること
4. 消費税及び地方消費税を完納していること。
5. 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
6. 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

1. 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
2. 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３ 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

1. **公募要領の配布及び応募書類の受付**

ア　配布期間

令和７年４月９日（水）午後２時から令和７年５月９日（金）まで

イ　配布方法

雇用推進室 就業促進課ホームページからダウンロードしてください。

（紙媒体での配布は行いません。）

（http://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/epics/2025proposal.html）

ウ　受付期間

令和７年5月１日（木）から令和７年５月９日（金）正午まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後５時まで。ただし、５月９日（金）は、午前10時から正午まで。）

エ　受付場所

大阪府　商工労働部 雇用推進室　就業促進課 就業支援グループ

住　　所：大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか　本館３階

電話番号：06-6360- 9072

エル・おおさかの地図（受付場所）

■最寄駅

●京阪本線・Osaka Metro谷町線

「天満橋駅」より西へ300m

●京阪本線・Osaka Metro堺筋線

「北浜駅」より東へ500m

オ　提出方法

書類は、「エ　受付場所」への持参、又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で受付期間内に必着）にしてください。（電子メール及びシステム等による提出は認めません。）

なお、持参する場合は、事前にご連絡ください。

【送付先】

〒540-0031

大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか　本館３階

大阪府　商工労働部 雇用推進室　就業促進課 就業支援グループ

カ　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

**(2)-1 応募書類**

ア～キの正本１部とア～オの副本８部を、応募代表者が提出してください。ア～オの副本８部については、社名やロゴなど応募事業者が特定される記載は削除又は黒塗りして提出してください。

ア　応募申込書 （様式１：正本１部、副本（コピー可）8部）

イ　企画提案書 （様式２：正本１部、副本（コピー可）8部）

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。

ウ　応募金額提案書　　　（様式３：正本１部、副本（コピー可）８部）

エ　事業実績申告書　　　（様式４：正本１部、副本（コピー可）８部、過去３年間において、同種又は類似する事例に取り組んだ実績があれば記載すること。）

オ　事業実施体制の組織表　（様式自由：正本１部、副本（コピー可）８部、

各構成員の役割分担等が明示されているもの）

カ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書 （様式５：１部）
2. 共同企業体協定書（写し） （様式６：１部）
3. 委任状 （様式７：１部）
4. 使用印鑑届 （様式８：１部）

キ　誓約書（参加資格関係） （様式９：１部）

ク　誓約書（暴力団排除条例関係） （様式10：1部）

**(2)-2　応募書類に係る添付書類**

各1部、共同企業体の場合は構成員ごとに提出してください。

ア　定款又は寄付行為の写し（１部、３ヶ月以内の日付で原本証明したもの）

イ　①法人の履歴事項全部証明書（登記情報提供サービスによるものでも可）　　（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書　　（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明　　（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ　納税証明書　（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書

オ　最新の営業・事業活動がわかる報告書等　　（１部）

会社概要・事業報告書等

カ　その他事業実施に必要な要件が証明できる書面　　（１部）

キ　障がい者雇用状況報告書の写し　　（１部）

①公共職業安定所長に障がい者雇用状況の報告義務のある常用雇用労働者の数が40.0人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常用雇用労働者の数が40.0人以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

・令和６年６月１日現在の状況について記載したもので、主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの。（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

②常用雇用労働者の数が40.0人未満の事業主の場合

・「障がい者雇用状況報告書」（様式11：１部）

ク　公正採用人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（１部）

※以下、任意項目

ケ　大阪企業人権協議会への加入申込書の写し（１部）

コ　一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し（１部）

サ　「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し（１部）

※キ②～サについては、７（２）の審査基準における「府施策への協力」に係る配点を希望する事業者のみ提出してください。

※上記ケ～サについては、その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可

**(3) 　応募書類の返却**

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

**(4) 　応募書類の不備**

　　　応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

**(5) 　その他**

ア　応募は１者１提案とします。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類について正本は、カラー印刷としてください。（副本はモノクロ印刷でも可。）

また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りする等して、提出してください。

ウ　応募書類の左側2.5cm程度は、綴じしろとして空白にしてください。

エ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。また、応募書類のうち様式１～７については電子媒体（フラッシュメモリ等）での提出もお願いします。

オ　表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「令和７年度　雇用促進に資する新サービス等開発支援事業」提案書　（団体名）

カ　受付期間終了後の書類の差し替えは認めません。

（ただし、大阪府が補正等を求める場合を除く）。

キ　提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

1. **開催日時**

令和７年４月18日（金）午後1時から2時まで

1. **開催場所**

オンライン（Microsoft Teamsを使用）

1. **申込方法**

電子メール（メールアドレス：shugyosokushin-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申込みください。

「件名」に「【説明会申込】令和７年度 雇用促進に資する新サービス等開発支援業務」と明記し、「本文」に「参加団体名」「参加者職・氏名」、「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。

電子メール送信後、必ず電話で電子メールの到達確認をお願いします。

（確認先：大阪府　商工労働部 雇用推進室　就業促進課 就業支援グループ

電話番号：06-6360-9072）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。

正午から午後1時の間を除く）

※電子メール以外（口頭や電話等）による申込みは受け付けません。

1. **説明会への申込期限**

令和７年４月１７日（木）　正午まで

**６　質問の受付**

1. **受付期間**

公募開始日から令和7年４月２４日（木）午後５時まで

1. **提出方法**

電子メール（shugyosokushin-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

「件名」に「【質問・（団体名）】雇用促進に資する新サービス等開発支援事業」と明記してください。

電子メール送信後、必ず電話で電子メールの到達確認をお願いします。

　（確認先：大阪府　商工労働部 雇用推進室　就業促進課 就業支援グループ

電話番号：06-6360-9072）

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後５時まで。正午から午後１時の間を除く

なお、電子メール以外（口頭や電話等）による質問は受け付けません。

1. **回答方法**

質問への回答は就業促進課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

※ホームページアドレス

http://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/epics/2025proposal.html

**７　審査の方法**

1. **審査方法**

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

　プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

1. **審査基準**

ア　企画内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 事業目的及び事業内容の理解度、充実度 | ◆中小企業等を取り巻く人材不足の現状や課題を理解し、本事業目的に関する十分な知見があるか。◆中小企業等におけるオープンイノベーションや新規事業開発などの取り組みに関する十分な知見があるか。◆提案内容が本事業の主旨と目的に合致しているか。 | ８点 |
| セミナー等企画・運営業務 | ◆セミナーについて、企画内容が具体的かつ効果的であり、事業者の積極的な参加を促すよう創意工夫をした提案がされているか。◆本業務の周知・集客に関して、具体的な広報手法や活用可能な広報ツールが提案されているか。◆本業務を効果的に遂行するために必要な外部ネットワークや連携実績について具体的に示されているか。◆提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が具体的に示されているか。 | 16点 |
| 支援対象事業者の募集・選定業務 | ◆支援対象事業者の募集について、実現可能性が高く、創意工夫を凝らした具体的な提案がされているか。◆審査会の公平性や透明性を確保するための基準や体制、プロセスなどについて具体的に提案されているか。◆本業務の周知に関して、具体的な広報手法や活用可能な広報ツールが提案されているか。◆本業務を効果的に遂行するために必要な外部ネットワークや連携実績について具体的に示されているか。◆提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が具体的に示されているか。 | 16点 |
| 課題解決イベント等の企画・運営業務 | ◆課題解決イベント等について、企画内容が具体的かつ効果的であり、積極的な参加を促す創意工夫が提案されているか。◆本業務の周知・集客に関して、具体的な広報手法や活用可能な広報ツールが提案されているか。◆本業務を効果的に遂行するために必要な外部ネットワークや連携実績について具体的に示されているか。◆提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が具体的に示されているか。 | 16点 |
| 伴走支援業務 | ◆伴走支援者の募集方法や支援対象事業者とのマッチング方法などについて具体的に提案されているか。◆本業務の実施状況の把握や評価方法について、具体的に提案されているか。◆本業務を効果的に遂行するために必要な外部ネットワークや連携実績について具体的に示されているか。◆提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が具体的に示されているか。 | 21点 |
| 事務局運営業務 | ◆業務全体の実施体制やスケジュールについて、具体的に提案されており、本業務を実施するにあたり十分か。◆提案者が有するノウハウやネットワーク、府内外における支援実績などについて、具体的に提案されており、本業務を実施するにあたり十分か。◆提案者の経営状況、財務状況について（本業務を遂行する能力はあるか。） | ８点 |
| 府施策への協力［次表のイのとおり］ | 障がい者の雇用状況、府の労働施策（公正採用選考人権啓発推進員の選任、大阪企業人権協議会・おおさか人材雇用開発人権センターへの加入、大阪府障がい者サポートカンパニー又は大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業への登録）への対応状況を確認する。 | ５点 |
| 価格点 | 《価格点の算定式》満点(10 点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格（※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第２位を四捨五入した数値を得点とする。） | 10点 |
| 合　　　　計 | 100点 |

イ　府施策への協力（上限点数は５点とする）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| 障がい者の雇用【必須】 | 障がい者の雇用　<実雇用率>　　５.００％以上 　　　　４点　　４.１７～４.９９％　　３点　　３.３４～４.１６％　　２点　　２.５１～３.３３％　　１点<法定雇用障がい者数超過数>７人以上　　　　　 　４点５～７人未満　　　 　３点３～５人未満　　　 　２点１～３人未満　　　 　１点※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。　共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。 | ４点 |
| 公正採用選考人権啓発推進員の設置及び新任・基礎研修の受講【任意】 | 公正採用選考人権啓発推進員の選任 | １点 |
|  | 推進員を設置し、研修を受講している　　　　［１点］推進員を設置せず、研修を受講していない［０点］ |
| 大阪企業人権協議会への加入【任意】 | 大阪企業人権協議会への加入の有無 | １点 |
|  | 加入している　　　　　　　　　　　［１点］加入していない　　　　　　　　　　［０点］ |
| 就職困難者の就労支援への協力【任意】 | 大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（Ｃ－ＳＴＥＰ）〕への加入の有無 | １点 |
|  | 加入している　　　　　　　　　　　［１点］加入していない　　　　　　　　　　［０点］ |
| 大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録【任意】 | 大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無 | １点 |
| 登 | 登録している　　　　　　　　　　　　[１点]登録していない　　　　　　　　　　　[０点] |
| 合計 |  | (５点) |

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の３までの規定により、その雇用する労働者について、同法第44条第１項に規定する親事業主、第45条の２第１項に規定する関係親事業主又は第45条の３第１項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

※公正採用選考人権啓発推進員の設置、公正採用人権啓発推進員新任・基礎研修の受講、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

1. **審査結果**

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を就業促進課ホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/epics/2025proposal.html）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

1. 全提案事業者の名称　＊申込順
2. 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ
3. 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント
4. 選定委員会委員の氏名及び選任理由
5. その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）
6. **審査対象からの除外（失格事由）**

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

1. 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
2. 契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第６号及び大阪府財務規則第45条第２号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。
3. 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
4. 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
5. 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

1. 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

1. (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**9　その他**

* + - 1. 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。
			2. 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定するよう努めてください。
			3. なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。

担当部局（問い合わせ先）

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 就業支援グループ

　所在地：〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか　本館３階

　電　話: ０６－６３６０－９０７２

ＦＡＸ: ０６－６３６０－９０７９

　E-mail：shugyosokushin-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp

**別 記**

**特記仕様書**

**Ⅰ　妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務**

(1)　受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。

(2)　報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

(3)　受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

(4)　報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

**Ⅱ　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５　受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第６　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

２　発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第８　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1)　個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(2)　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(3)　個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

(4)　定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

(5)　個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

(6)　個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

(7)　個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検

(8)　私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

(9)　個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

(10)　その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

(11)　上記項目の従事者への周知

（収集の制限）

第９　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13　受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14　発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第16　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第17　受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

**Ⅲ　委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項**

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

**（取扱方針）**

以下の２点については、原則禁止とする。

　　(1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ

　　(2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

　　 ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

|  |
| --- |
| **【承認基準】**①　出向社員等の受入期間は最長１年間とする。②　受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。③　労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。（労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。）1. 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
2. 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。
 |

|  |
| --- |
| **（用語の定義）**(1)**「受注業者」**とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。(2)**「入札参加停止措置中の者」**とは、次のア又はイに該当する者をいう。ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者　　 イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者(3)**「出向社員等」**とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企S業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。　ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の１年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。(4)**「子会社」**とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第２条第３号に定めるものをいう。また、**「親会社」**とは法第２条第４号に定めるものをいう。 |